

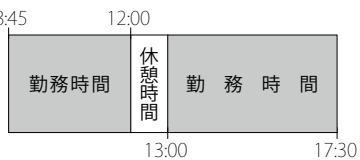
人事行政の運営などの状況

「俱知安町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の前年度（平成 30 年度）の給与、勤務条件などの状況についてお知らせします。

■勤務する曜日、1 日の勤務時間

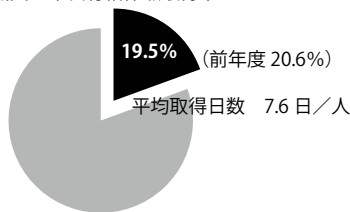
町職員は毎週月～金曜日（国民の祝日に関する法律で定めた休日、12 月 31 日～1 月 5 日を除く）を勤務日としています。

※勤務時間は、8 時 45 分～17 時 30 分（うち休憩時間 12～13 時）



休暇は年次有給（年間 20 日、繰り越しを含めると最大 40 日）、産前・産後、介護、育児、ボランティアなど 22 種類あります。

職員の年次有給休暇取得率



■職員の分限、懲戒処分

分限処分者（本人に不利益が生じる処分）

処分内容	処分者	処 分 理 由
降 任	0 人	
免 職	0 人	
休 職	2 人	心身の故障

懲戒処分

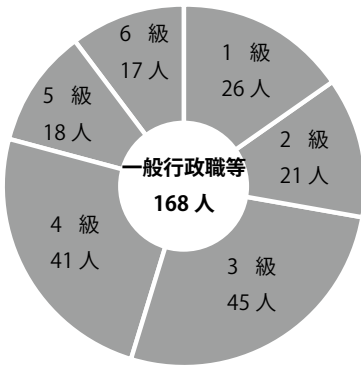
処分内容	処分者	処 分 理 由
免 職	0 人	
停 職	0 人	
減 給	0 人	
戒 告	0 人	

■職員の服務

	許可件数
営利を目的とする私企業・団体の役員、その他の地域を兼ねる	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営む	0 件
報酬を得る事業・事務	1 件

■級別職員数（一般行政職等、平成 30 年 4 月 1 日現在）

- 1 級 定型な業務を行う職務
- 2 級 高度な知識、経験が必要とする業務を行う職務
- 3 級 ①係長、主査の職務
②困難な業務を処理する主任の職務
③特に高度な知識、経験が必要とする業務を行う職務
- 4 級 特に困難な業務を処理する係長、主査の職務
- 5 級 主幹職の職務
- 6 級 課長職の職務



■職員の福祉と利益保護の状況

福利厚生事業

団 体 名	概 要	公 的 負 担
北海道市町村職員共済組合	組合員である職員の掛金と使用者である自治体の負担金を財源として、組合員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。	2 億 164 万円
北海道市町村職員福祉協会	会員（職員）と家族の福祉の増進と生活安定のため、また共済組合の事業を補完するさまざまな事業を行っています。	44 万円

---俱知安町職員福利厚生会---

職員相互の親睦と福利厚生の上をを図ることを目的に設置されました。事業内容は①・②のとおり。
公費負担額＝330 万円（30 年度実績）

①健康管理事業

種 類	受 診 者	受 診 率
総 合 健 診	109 人	89.3%
ミニドック健診	36 人	72.0%

②元気回復事業

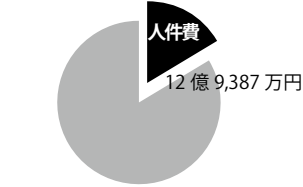
レクリエーションの実施と体育グループなどへの活動費助成

その他の項目を含め、「人事行政の運営などの状況」については町公式 WEB サイトでも公表しています
http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/jinji_syokuin/jinji_joukyou/

■人件費の状況（平成 30 年度一般会計決算、特別職を含む）

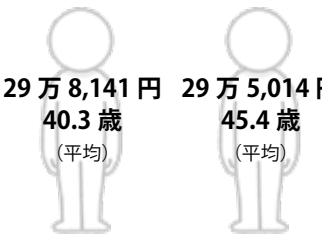
歳 出 総 額 （A）	人 件 費 （B）	前年度比	人件費率 （B/A）
78 億 2,807 万円	12 億 9,387 万円 （共済費負担など含む）	▲ 262 万円 （▲ 0.20%）	16.53%

歳出総額 78 億 2,807 万円のうち



■給料・年齢（平成 30 年 4 月 1 日現在）

一般行政職 技能労務職



一般行政職の初任給は、大学卒 18 万 700 円、高校卒 14 万 8,600 円としており 2 年後の給料はそれぞれ 19 万 2,400 円、15 万 7,000 円としています。これらは国家公務員と同額です。

また、大学卒の給料は経験 20 年で 33 万 8,800 円、経験 25 年で 38 万 200 円とし、高校卒の給料は経験 25 年で 35 万 700 円、経験 30 年で 39 万 1,900 円としています。（平成 30 年 4 月 1 日現在）

■特別職・町議会議員の給料・報酬（月額）

	三 役			議 員		
	町 長	副 町 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員
給料・報酬	700,000 円	600,000 円	550,000 円	268,000 円	218,000 円	179,000 円
期末手当	6 月期：2.025 月 12 月期：2.175 月 役職加算 15%			6 月期：2.1 月 12 月期：2.3 月 役職加算 15%		

■手当制度

	内 容	支 給 額		内 容	支 給 額
扶 養	○扶養親族のある職員に対して ・配偶者：月額 6,500 円 ・子：月額 10,000 円／1 人 ・その他：月額 6,500 円／1 人 ・特定扶養：満 15～満 22 歳の扶養親族がある場合は 5,000 円加算	1,462 万円	寒 冷 地	○11 月から翌年 3 月の各月初日に在勤する職員に対して ・世帯主（扶養親族あり）月額 26,380 円 ・世帯主（扶養親族なし）月額 14,580 円 ・非世帯主 月額 10,340 円	1,510 万円
住 居	○住宅などを借り受け、月額 12,000 円を超える家賃などを支払っている職員に対して ・借家など：家賃月額 2 分の 1（上限 27,000 円）	1,810 万円	管 理 職	○管理、監督の地位にある職員（主幹職以上）に対して ・給与月額×課長職 8%、主幹職 6%	1,111 万円
時 間 外 勤 務	○正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対して 【勤務日】（原則 1 日 3 時間以内） ・勤務 1 時間当たり給与額×1.25 【週休日】（原則代休振り替え） ・勤務 1 時間当たり給与額×1.35		管 理 職 員 特 別 勤 務	○管理職員が臨時、緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日か祝日、年末年始の休日などに勤務した場合 ・課長職：1 回 8,000 円 ・主幹職：1 回 6,000 円 （勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は 100 分の 150 を乗じて得た額）	62 万円
休 日 勤 務	○祝日、年末年始の休日などに勤務することを命じられた職員に対して（原則代休振り替え） ・勤務 1 時間当たり給与額×1.35	3,918 万円	特 殊 勤 務	○著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事し、給与上特別の考慮を必要とする職員に対して ・税務手当（もっぱら町税の徴収事務に従事する職員）月額 5,000 円 ・上記職員以外で町税の徴収などの事務に従事した職員：日額 500 円 ・感染症防疫業務手当：日額 500 円 ・野犬捕獲業務手当：日額 500 円 ・行旅病人取扱手当：1 件 500 円 ・行旅死亡人収容手当：1 件 1,000 円 ・火葬業務手当：日額 1,000 円 ・家畜防疫業務手当：日額 500 円 ・徴収手当（水道料金など）日額 500 円 ・停水処分手当：日額 800 円 ・緊急出勤手当：1 回 600～800 円	22 万円
夜 間 勤 務	○正規の勤務時間として 22～5 時の間に勤務する職員に対して ・勤務 1 時間当たり給与額×0.25		通 勤	○通勤距離が片道 2Km 以上の職員に対して ・交通機関を利用している場合：運賃などの相当額 ・自動車などを使用している場合：2,000～31,600 円	81 万円
期 末	○6 月 1 日、12 月 1 日に在籍する職員に対して ・6 月期：基礎額×1.225 カ月分 ・12 月期：基礎額×1.375 カ月分 （役職加算 6 級 15%、5・4 級 10%、3 級 5%）	1 億 4,176 万円			
勤 勉	○6 月 1 日、12 月 1 日に在籍する職員に対して ・6 月期：基礎額×0.90 カ月分 ・12 月期：基礎額×0.95 カ月分	9,373 万円			